

沖縄県行財政改革推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県の行財政改革に関する計画等の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、知事公室長及び各部長、企業局長、病院事業局長、教育長、議会事務局長、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長並びに会計管理者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、総務部を担当する副知事を第1順位とする。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に、幹事会を置く。

2 幹事会は、本部を補佐し、本部に提示する事項について協議調整する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

4 幹事長は、総務部総務統括監をもって充てる。

5 幹事は、総務部財政統括監、知事公室及び各部の行政改革を担当する統括監、企業局企業企画統括監、病院事業局病院事業統括監、教育庁教育管理統括監、議会事務局次長、警察本部警務課長、人事委員会事務局総務課長、監査委員事務局監査課長、労働委員会事務局調整審査課長並びに出納事務局会計課長をもって充てる。

6 幹事会は、幹事長が開催する。

(部会)

第7条 本部は、必要に応じ特別な事項を審議するため、部会を置くことができる。

(行財政改革推進委員会)

第8条 部等における行財政改革を推進するため、知事公室及び各部、企業局、病院事業局、教育庁、議会事務局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに出納事務局に行財政改革推進委員会を置くものとする。

(事務局)

第9条 本部の事務局は、総務部行政管理課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 沖縄県行政改革推進本部運営要綱（昭和61年4月16日知事決裁）は、廃止する。

3 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

7 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県行財政改革懇話会設置要綱

(昭和60年9月7日知事決裁)

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な県政を確立するため、沖縄県行財政改革懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本県の行財政改革の推進に関する重要事項を調査検討する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、県政について優れた識見を有する者のうちから知事が依頼する。

3 委員の任期は、3年とする。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、知事が招集し、会長がその議長となる。

(専門委員)

第6条 懇話会に、その所掌事務に係る特定事項について専門的に調査検討をさせるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから知事が依頼する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会に、その所掌事務に係る事項について専門的に調査検討をさせるため、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、委員と専門委員で構成する。

3 委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長及び副委員長は、会長が指名する。

6 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員長は、第1項の調査検討が終了したときは、その結果を懇話会に報告する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年9月7日から施行する。

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

この要綱は、平成14年4月16日から施行する。

この要綱は、平成14年6月20日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

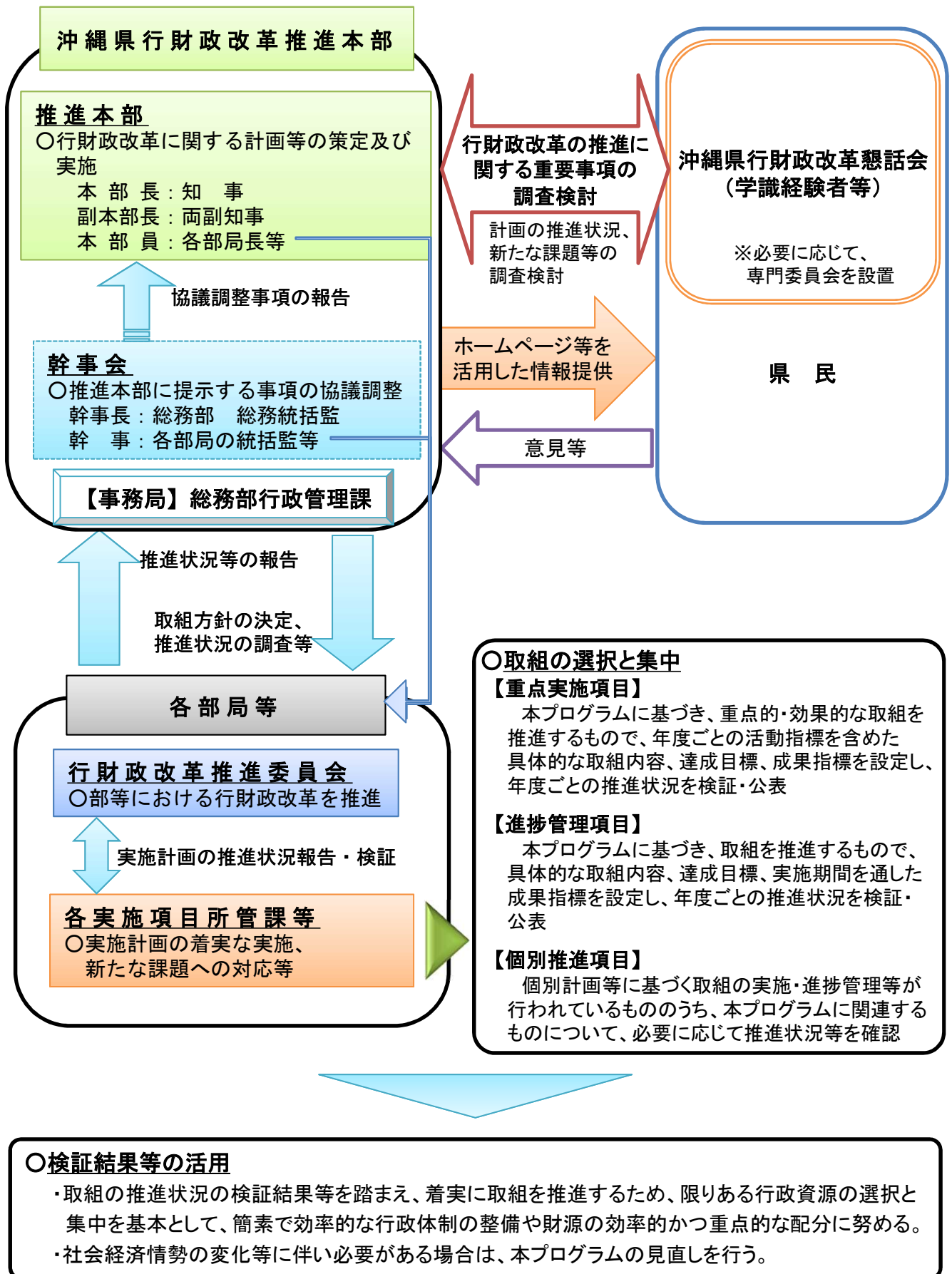
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県行財政改革懇話会委員名簿

任期：平成27年5月26日から平成30年5月25日まで

代表区分	氏名	現職名	備考
学識経験者	佐藤 学	沖縄国際大学 教授	会長
	古荘 みわ	古荘公認会計士事務所 公認会計士	
	鈴木 和子	鈴木和子税理士事務所 税理士	会長代理
	若松 恭子	ふくぎ法律事務所 弁護士	
	大城 郁寛	琉球大学 教授	
産業・経済	小林 文彦	沖縄経済同友会 常任幹事 (川崎重工業株式会社沖縄支社長)	H28.5.26就任
	前田 貴子	沖縄県経営者協会 会員 (株式会社ゆがふホールディングス代表取締役専務)	
	新城 恵子	沖縄県中小企業家同友会 代表理事	
労働	大城 紀夫	日本労働組合総連合会沖縄県連合会(連合沖縄) 会長	
福祉	高宮城 克	沖縄県社会福祉協議会 理事	
医療	安里 哲好	沖縄県医師会 会長	H28.7.13就任
NPO	田中 美幸	一般社団法人 共育バンク 理事	H28.4.1 役職名変更
生活	平 良 菊	沖縄県婦人連合会 会長	
市町村	城間 幹子	沖縄県市長会 会員 (那覇市長)	
	高良 文雄	沖縄県町村会 会長 (本部町長)	

沖縄県行政運営プログラムの推進体制



沖縄県行政運営プログラムの策定経緯（平成29年度）

	行財政改革推進本部 及び幹事会	行財政改革懇話会	県民	県議会
5月	○第1回幹事会（5/16） ・策定方針の検討 ○第1回推進本部（5/22） ・策定方針の決定			
6月	→	○第1回（6/15） ・策定方針の説明	○ホームページ掲載 ・策定方針	
7月	素案の作成			
8月				
9月				
10月	↓	○第2回（10/20） ・素案の検討		
11月	○第2回幹事会（11/14） ・素案の検討 ○第2回推進本部（11/20） ・素案の決定			○県議会への説明 （11/27）
12月	↓		○ホームページ掲載 ・素案 ・懇話会資料 ・推進本部資料	県民意見募集
1月	↓	○第3回（1/18） ・最終案の検討		
2月	○第3回幹事会（2/6） ・最終案の検討 ○第3回推進本部（2/13） ・最終案の決定、公表			
3月	↓		○ホームページ掲載 ・懇話会資料 ・推進本部資料 ・県民意見募集の実施結果	

沖縄県定員管理基本方針

【平成29年8月24日知事決裁】

1 現状

(1) 定員管理の適正化に関するこれまでの取組

本県知事部局においては、新沖縄県定員適正化計画（平成15～24年度）に基づき、定員の適正化に取り組んできた。

また、平成25年度からは管理対象を定数とした沖縄県定数管理基本方針（平成25～28年度）に基づき、平成25年度定数をベースとした定数管理を行ってきた。

その結果、本県の人口10万人あたりの職員数は、人口規模類似県の平均と同程度となり、また、離島を有する類似県の平均を下回る状況となっている。

(2) 環境の変化

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画である沖縄21世紀ビジョン基本計画も平成29年度から後期期間となり、よりいっそうの執行体制の強化が求められている。

また、アジア経済戦略構想の推進や子どもの貧困対策等、社会経済情勢の変化等により重要性の増した課題へ対応するための体制を整備する必要が生じている。

(3) 財政状況

今後の財政見通しについては、県税収入の増加が見込まれる一方で、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等により、歳入を上回る歳出の増加が見込まれる。

また、自主財源の割合は依然低い水準にあり、国の財政制度に大きく依存していることから、引き続き堅実な財政運営に努める必要がある。

2 基本的な考え方

(1) 管理の対象

沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく自立型経済の構築等に向けた歩みを緩めることなく、新規事業への対応や課題となっている執行率の向上など、旺盛な行政需要に応えるため、必要な定数を柔軟に配置することとする一方、行財政改革も引き続き行う必要があることから、配置定数のみならず総人件費に影響する「定員」を管理対象とする。

(2) 基準定員

「平成29年4月1日の定員」＋「欠員」－「全国規模のイベントへの対応等時限的に配置が必要な定員」＝4,135人（以下「基準定員」という。）を基準とする。

全国規模のイベントへの対応等、時限的に配置が必要な定員については、その必要性、規模等の条件を整理した上で、部等によるスクラップ・アンド・ビルドでの対応が不可能な分を基準定員とは別に管理するものとする。

3 定員管理の方法

(1) 年度方針の策定等

上記「2 基本的な考え方」に基づき、毎年度「組織編成方針」を策定する。

定数配置は、原則、組織編成方針に基づき部等内におけるスクラップ・アンド・ビルドで対応するものとする。

部等内におけるスクラップ・アンド・ビルドで対応できない重要施策に係る定数については、総務部査定による定数配置で対応するものとする。

(2) 総務部による定数見直し

業務の必要性等について不断の検証を行い、必要性等が低下した業務については、廃止等の改善措置を講ずるために、必要に応じ総務部に設置した「定員見直しチーム」による見直し作業を実施する。

(3) 派遣職員等の管理

公社等外郭団体への派遣職員については、引き続き行財政改革プランにおいて管理する。

また、その他国等への派遣職員等についても、現行水準をベースに別途管理する。

(4) 任期付職員等の活用

時限的な配置や採用等の平準化、臨時又は緊急の業務に対応するため、任期付職員や臨時的任用職員を積極的に活用するものとする。

4 期 間

基本方針の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

5 基本方針の見直し

社会経済情勢の変化に伴い、必要がある場合は適宜、基本方針の見直しを行う。